平成２５年（フ）第３０６号
北九州市小倉南区徳力団地52番103号
債務者　山中　陽子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６９号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目29番12号
債務者　鈴木　伸子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第９２号
神奈川県逗子市山の根３丁目８番33―108号
債務者　片平　幸男
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６８号
青森県弘前市大字城東北３丁目２番地12　城東荘５号
債務者　原子　和敏
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第３６４号
熊本県合志市栄60番地
債務者　坂本　里美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６５号
熊本県菊池郡大津町大字大津1410番地９
債務者　村上美保子（旧姓川又）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８５号
神奈川県横須賀市小矢部３丁目12番10号
債務者　柴山　明子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８８号
神奈川県逗子市新宿２丁目14番18号
債務者　堀　麻衣子（旧姓長橋）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第９４号
神奈川県横須賀市二葉２丁目６番６号
債務者　照屋真由美（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第８８号
青森市緑１丁目15番地１　グリット203号
債務者　須藤みよ子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
青森県上北郡東北町字外蛯沢前平38番地20
債務者　田中　成美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９号
青森市緑２丁目17番地３　若竹荘２階１号
債務者　横山　裕子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
青森市茶屋町８番15号　ドリームコーポ千鶴C
債務者　小形　和子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
青森県八戸市大字白銀町字雷27番地15、前住所青森県八戸市湊高台２丁目12番８号
債務者　玉舘　正子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
青森県八戸市大字湊町字久保16番地１　久保良光長屋
債務者　久保　一徳
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
熊本市南区上ノ郷２丁目10番１―503号　上ノ郷団地１Ｃ―２―503
債務者　吉田　秀明
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８６９号
名古屋市北区上飯田北町４丁目75番地の４上飯田第二市街地住宅３棟736号
債務者　マリーンレジャーショップスズキこと　川口　健三
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部